

# ○その他

## ①実習実施体制

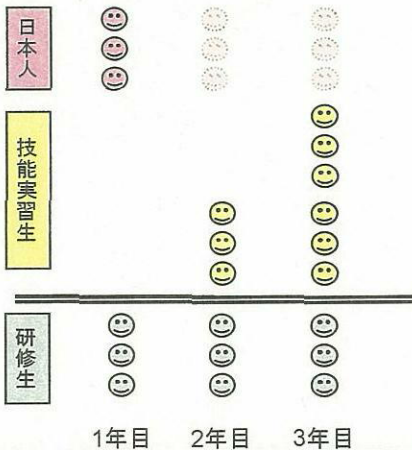
受入れ企業によっては、研修生、実習生の数が日本人従業員を大きく上回っていたり、事業主以外は全て研修生・実習生といった例も見られる。

### 【研修生受入れ人数の上限】

入管法に基づく基準省令において、受入れ企業の常勤職員1/20と規定されている。また、基準省令第6号の特例告示においては、団体監理型の研修生の受入れ人数枠について、それぞれ受入れ企業の常勤職員数に従い上限が規定されている。

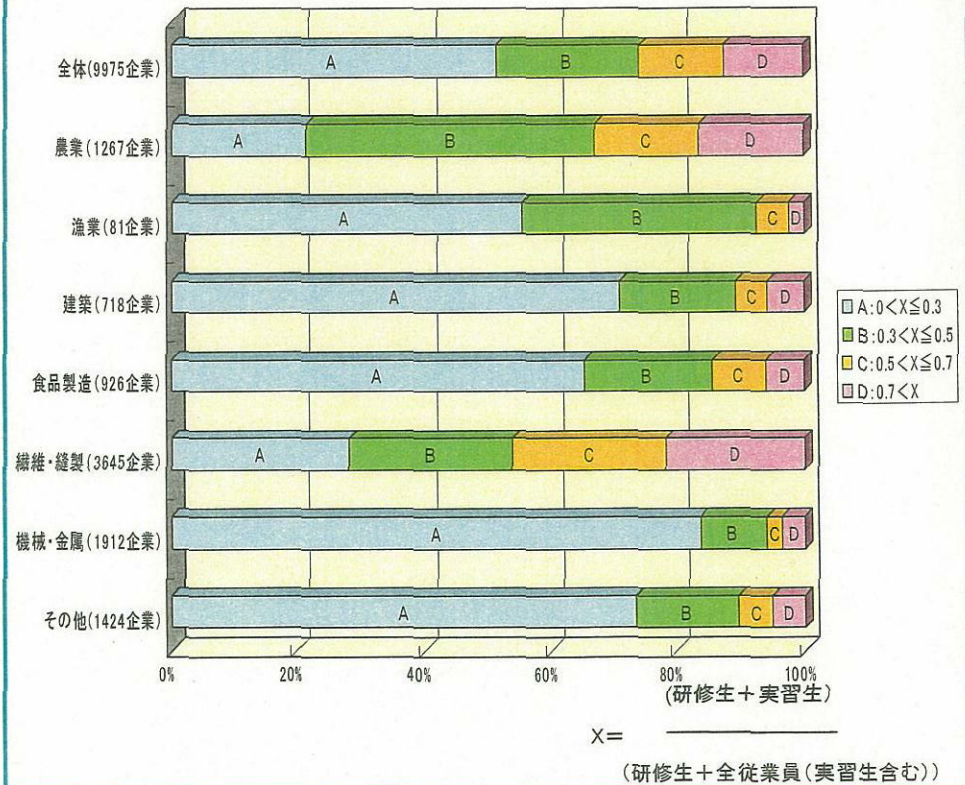
区分	第1次受入機関	受入れを行う企業等の常勤職員数	研修生の人数枠
A	企業単独型		常勤職員の5%以内
	民法第34条による社団・財団法人		
	職業訓練法人(財団法人)		
B	商工会義所・商工会	201人以上300人以下	15人
	中小企業団体	101人以上200人以下	10人
	職業訓練法人(社団法人)	51人以上100人以下	6人
		50人以下	3人
C	農業協同組合 農業技術協力を行う公益法人	農業を営む組合員	2人以下

団体監理型における中小企業団体(B区分)傘下企業における受入れ人数のシミュレーション(従業員3~50名の企業における受入れのケース)



### 受入企業の従業員に対する研修生、実習生の割合

(JITCO自主点検結果より)



昨年12月に改訂された「入国管理局指針」においては、「受入れ機関の『常勤の職員』の中に、常勤の役員を除くと技能実習生以外に従業員がおらず、技能実習生が従業員の全てを占めるような場合等は研修実施体制が整備されているとは認められないことがある」とされている。